

## 令和3年第6回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和3年6月3日（木）午後2時15分から午後3時45分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、 大澤 正幸、 中村 茂、 若尾 英夫、 可児 博恭、 奥村 富雄、 栗本 京治、 樋口 孝男
農地利用最適化推進委員	熊澤 政行、 佐橋 和弘、 勝野 仁司、 奥村 榮造
欠席を要請した農業委員・農地利用最適化推進委員	小林 司朗、 奥村 久光、 玉木 武義、 奥村 武司、 伊藤 卓、 中根 章子、 奥村 廣二、 飯田 繁好、 鈴木 好則、 奥村 松市、 三宅 静喜
事務局	課長 杉山尚示、係長 金澤 貴、再任用職員 前田 晃
議案	第26号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第27号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第28号 農地法第5条第1項の規程による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第29号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第30号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和3年第6回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共 に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、新型コロナウイルスまん延防止等重点措置区域の対象地域 であるため、感染拡大防止対策で人数を制限した8名とし、定足数に達しています。 また、推進委員の出席は4名です。
議長	これより、令和3年第6回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員は、議長において指名 することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、11番奥村富雄委員、12番栗本京治委員の両名を指名します。

議 長 続きます、日程第 2、議案第 26 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 2、議案第 26 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転 1 件です。

受付番号 1 番は、平貝戸の方と平貝戸の方との間での売買による所有権移転で、3 条許可を求めるものです。

平貝戸地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

以上の案件は、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移転は妥当と考えます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

栗本委員 受付番号 1 番、平貝戸お願いします。

農業委員 12 番の栗本が報告します。

申請地は、耕作、管理が充分にできていない農地ですが、譲受人は周辺所有農地を熱心に耕作されており、申請地を取得して経営規模の拡大を図るもので、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

委員 【質疑なしの声多数】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第 2、議案第 26 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について、当委員会として許可することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、本案件は、許可することに決しました。

議 長 続きます、日程第 3、議案第 27 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 3、議案第 27 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の内容について説明します。

今月は 3 件の申請がありました。

受付番号 1 番は、今渡の方が農地転用の許可を求めるもので、今渡地内で共同住宅を建築するとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。隣接地に農地はありません。

残地については畑地転換し、境界に地先ブロックを敷設するとのことです。

受付番号2番は、土田の方が農地転用の許可を求めるもので、土田地内で共同住宅を建築するとのことでした。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことでした。

受付番号3番は、東帷子の方が農地転用の許可を求めるもので、東帷子地内で、隣接地を一体利用して、農業用倉庫及び住宅への進入路敷地にするとのことでした。

立地基準は第2種農地となりますが、隣接地と一体で利用する必要があるため、申請地以外の代替性はありません。

その他、詳細については資料のとおりです。

4月に許可された土地の西側部分の是正指示による申請となり、平成元年4月頃、許可を受けずに農業用倉庫及び自宅への進入路としたため、始末書が提出されています。

なお、南側に隣接している農用地の一部も進入路になっているため、5月に農振除外申請を提出されています。除外後に農地転用許可申請をされる予定です。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施行するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、今渡をお願いします。

熊澤委員 推進委員1番、熊澤が報告します。

名鉄広見線日本ライン今渡駅の南の農地で、周囲は宅地化され土地改良区の同意書も提出されております。

また、残地の畑地転換申請も提出されており、問題ないと思います。

議 長 受付番号2番、土田をお願いします。

佐橋委員 推進委員2番、佐橋が報告します。

土田東山地区の農地で、北側道路に側溝もあり、上下水道も整備されており問題ないと思います。

議 長 受付番号3番、東帷子をお願いします。

勝野委員 推進委員3番、勝野が報告します。

名鉄広見線西可児駅より東に700mほどに位置し、JAめぐみの帷子支店が近隣にある場所です。4月に転用許可された隣接地で是正指示により申請されました。始末書も提出されており、詳細は事務局から説明されたとおりであり、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【質疑なしの声多数】

長 意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第3、議案第27号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見については、当委員会としてこれを許可相当として市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、本案件は許可相当として市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第4、議案第28号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局 なお、受付番号4番の案件が、日程第5、議案第29号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号1番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第4、議案第28号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転に伴う農地転用許可申請の内容について説明します。

今回の申請の内訳は、売買による所有権移転が10件、使用貸借権の設定が1件の合計11件です。

受付番号1番は、今渡の方と土田の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、今渡地内で2区画に宅地分譲するとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号2番は、下恵土の方外1名の方と今渡の方による贈与と売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、今渡地内で隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。

なお、昭和60年3月頃、許可を受けずに倉庫を建築したため、始末書が提出されています。

受付番号3番は、中恵土の方と東京都西東京市の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、川合地内で4棟の分譲住宅を建築するとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等の被害防除策は、L型擁壁及びコンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号4番は、日程第5、議案第29号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更について、受付番号1番と同一案件ですので併せて説明します。

当初事業者の今渡の方と事業承継者の今渡の方による売買による所有権移転で、転用許可と事業計画変更の承認を求めるものです。

事業承継者は、川合地内で1棟の貸家を建築するとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等の被害防除策は、U字溝及びコンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

当初事業者は、兄から贈与にて土地を取得し自宅及び物置を建築する予定でしたが、

別の土地に自宅を建てることになったため、事業を実施しませんでした。事業承継者は自宅の隣接地であるこの土地を購入し、両親が居宅する貸家を建築するものです。

受付番号5番は、千葉県舟橋市の方と各務原市の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、川合地内で一般個人住宅を建築するとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。申請地に隣接する農地はありません。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号6番は、下恵土の方と下呂市の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、下恵土地内で、隣接地を一体利用して建築業駐車場と資材置場を整備するとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号7番は、多治見市の方と名古屋市の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、土田地内で3区画に建築条件付き宅地分譲するとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。申請地に隣接する農地はありません。

周辺農地等の被害防除策は、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

平成20年6月頃、許可を受けずにゲートボール場を整備したため、始末書が提出されています。

受付番号8番は、取り下げとなりました。

受付番号9番は、土田の方外1名と東京都練馬区の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、土田地内で4棟の分譲住宅を建築するとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。東側は譲渡人所有の畑となります。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号10番は、塩の方外1名と下呂市の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、塩地内で7棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準は第1種農地となりますが、例外規定の日常生活上必要な住宅で、集落に接続して設置されるものであるため、許可できることとなります。また代替地検討済みです。

その他、詳細については資料のとおりです。両側には田があります。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック壁により土砂等の流出を防ぐとのことです。

また、この案件は、開発許可の協議が必要で協議済みです。

農振除外についても、令和3年2月6日付けで除外済みとなっています。

受付番号11番は、広見の方と鳩吹台の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、広見6丁目地内で一般個人住宅を建築することです。

その他、詳細については資料のとおりです。東側に農地があります。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号12番は、中恵土の方と愛知県一宮市の方による使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

使用借人は、中恵土地内で一般個人住宅を建築することです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを敷設することで、土砂等の流出を防ぐとのことです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

熊澤委員

受付番号1番、2番、今渡をお願いします。

推進委員1番、熊澤が報告します。

受付番号1番は、今渡のクリニックの西側、住宅地内にある農地で、上下水道、道路側溝も整備されており、問題ないと思います。

受付番号2番は、鳴子近隣公園の近くで、今渡と下恵土が接する地区で、今回の申請案件も混在する農地となります。周辺は住宅化されており、一部農地に許可を受けずに倉庫が建築されていたため始末書が提出されていますが、問題ないと思います。

議 長

受付番号2番は、下恵土も関係するので、補足説明があればお願いします。

中村委員

農業委員3番、中村が補足説明します。

申請地に下恵土がありますが、熊澤委員から報告がありましたとおり、問題ないと思います。

議 長

受付番号3番から5番及び事業計画変更、受付番号1番、川合をお願いします。

大澤委員

農業委員2番、大澤が報告します。

受付番号3番は、周辺はすでに宅地開発されており、南側の農地所有者もいずれ転用を考えておられ、問題ないと思います。

受付番号4番と事業計画変更、受付番号1番は同一申請場所なので併せて報告します。申請地の住所地番が川合で、自治会が今渡となる場所の転用申請となります。

譲渡人は当初申請地に自宅を建築する予定でしたが、別の場所に建築されたため農地として残っていたものを、今回譲渡人が譲り受け、両親が居住する借家を建築するための申請です。雨水排水に関して、周辺農地所有者等へ事業の説明もされ、同意も得ておられ、問題ないと思います。

受付番号5番は、区画整理地内にある農地で、上下水道も整備されており問題ないと

思います。  
 議 長 受付番号6番、下恵土お願いします。  
 中 村 委 員 農業委員3番、中村が報告します。  
 下恵土にあります住宅建築業者が、現在使用している駐車場、資材置場を拡張して一  
 体利用するもので、上下水道は必要なく、問題ないと思います。  
 議 長 受付番号7番と9番、土田お願いします。  
 佐 橋 委 員 推進委員2番、佐橋が報告します。  
 受付番号7番は、土田の井之鼻地区の農地で、自治会のゲートボール場として使用さ  
 れており始末書が提出されています。  
 周囲に農地は無く、雨水は道路側溝、上下水道とも整備されており、問題ないと思  
 います。  
 受付番号9番は、土田の下切、白鬚神社東で第1種住居地域の農地です。  
 雨水は道路側溝、上下水道とも整備されており、問題ないと思います。  
 議 長 受付番号10番、塩お願いします。  
 若 尾 委 員 農業委員6番、若尾が報告します。  
 塩地内のガソリンスタンド西にある農地を分譲住宅に転用する申請です。  
 土地改良区の同意もあり、雨水は道路側溝、水道は北側旧県道から、生活排水は南側  
 道路の公共下水道に排水計画されており、問題ないと思います。  
 周辺農地では、農振除外申請の手続きが進められており、地元自治会とも協議が必要  
 で進めているが、今後、隣接からも農転の申請が出ますので審議をお願いします。  
 議 長 受付番号11番、12番、広見、中恵土お願いします。  
 樋 口 委 員 農業委員13番、樋口が報告します。  
 受付番号11番は、広見区画整理地内で周囲は、駐車場、宅地、譲渡人の畑、道路とな  
 っており、問題ないと思います。  
 受付番号12番は、中恵土での申請で、父の所有地に息子が使用貸借権を設定して住  
 宅を建築する計画です。進入路を作り奥に住宅を建築されるため、周囲は父の農地で問  
 題なく、一部住宅建築部分に隣接者の農地がありますが説明もされ、承諾されていて問  
 題ないと思います。  
 議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はござい  
 ませんか。  
 議 長 受付番号7番の転用目的である建築条件付き宅地分譲とはどんなことか。  
 受付番号10番に関して、今後周辺農地で農振除外申請、農地転用申請が提出予定  
 と説明されたが、対応はどうすればよいか。  
 事 務 局 受付番号7番の案件については、用途地域の指定がないため、更地分譲ができない地  
 域なので、必ず建物を建築して分譲するよう条件が付されているものです。  
 受付番号10番に関係する、周辺農地での農振除外申請については、産業振興課が所  
 管する事務で、農振協議会メンバーに農業委員さんも参加されるので慎重に審議をお願  
 いします。農地転用については、農振除外後の申請、許可となりますから、こちらも慎  
 重審議をお願いいたします。

農振除外申請、農地転用申請とも、除外する条件、転用を許可する条件があり、単に耕作できないからと除外することがないように、慎重審議をお願いしています。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【質疑なしの声多数】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りをします。

議 案 第 28 号及び第 29 号について、それぞれ許可相当及び承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第 28 号及び第 29 号は、許可相当及び承認相当として、市に進達することに決しました。

議 長 続きまして、日程第 6、議案第 30 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題といたします。

事 務 局 それでは、事務局に説明を求めます。

議 案 第 30 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認について、内容を説明させていただきます。

申請は 2 件です。

受付番号 1 番は、柿下の方が所有する柿下地内の畑です。

該当農地は、昭和 19 年以前に耕作をしなくなり、昭和 19 年に物置が建築され現在に至るとのことです。

受付番号 2 番は、瀬田の方が所有する瀬田地内の畑です。

昭和 55 年頃から耕作をしなくなり、昭和 60 年頃から山林原野化し現在に至るとのことです。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

奥村(富)委員 受付番号 1 番、柿下お願いします。

農業者委員 11 番、奥村が報告します。

柿下公民館から北へ 700 メートルの所で、昭和 19 年頃から物置が建築されており農地として利用されていないため、非農地として問題ないと思います。

議 長 受付番号 2 番、瀬田お願いします。

奥村(榮)委員 推進委員 8 番、奥村が報告します。

瀬田上組公民館近くで、昭和 55 年頃から耕作をしなくなり、40 年以上経過しており農地への復元には重機が必要で、非農地として問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【質疑なしの声多数】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

本案件について、承認することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、本案件は承認することに決しました。



議長 続きます、日程第7、議案第31号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第7、議案第31号、農業経営基盤強化促進法第18号第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

受付番号1番と2番の案件は、同じ方が借人となりますので、併せて説明をします。

名古屋市の方外1名の方と塩河の法人との間での新規の解除条件付賃借権の設定です。

塩河地内の該当農地について、令和23年6月までの20年間と令和8年6月までの5年間、それぞれ利用集積を図るものです。

なお、借人は令和3年4月1日付けで農事組合法人を設立されました。

受付番号3番の案件は、羽崎の方と羽崎の方との間での再設定の使用賃借権の設定です。

羽崎地内の該当農地について、令和8年6月までの5年間、利用集積を図るものです。

議長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

大澤委員 新規に設立された農事組合法人は大丈夫でしょうか。

地元の農業委員さんは今回の農事組合法人の情報をお持ちですか。

可児委員 新規設立法人で情報はありません。事務局は情報ありますか。

事務局 新規設立の農事組合法人で、県の指導を受けながら書類の作成等をして設立された法人です。

今後事業を展開、実施されるので事業推進に対する支援を事務局及び地元委員を中心に進めていければと考えます。

議長 耕作放棄地の減少にもなりますので、今後を見届け、指導して行く予定です。

その他、ご意見はありませんか。

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

本案件について、これを承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 **【異議なしの声多数】**

議長 異議ないものと認め、本案件はこれを承認し、市に報告することに決しました。

議長 以上を持ちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議長 続きます、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告及び連絡事項について事務局から説明いたします。

はじめに、農地の適正管理の5月指導分について報告します。

別添資料1をご覧ください。(件数は5件)

近隣の耕作者・住民等から農業委員会事務局に苦情が寄せられた農地です。

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

次に農地の形状変更届出の5月届出分についてです。

添付資料2をご覧ください（件数は2件）

次に農業用施設の届出の5月届出分についてです。

添付資料3をご覧ください。（件数は1件）

久々利地内で農業用露天駐車場1件の届出がありました。

続きまして、5月中に届出のありました農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について報告します。

今回は、7件の相続に伴う届出があり、田は31筆、23,762.30㎡、畑は32筆、6,607.00㎡で、田と畑の合計は63筆で、面積は30,369.30㎡でした。

それでは、今後の日程について説明します。

次の現地確認は、6月25日の金曜日を予定しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。

また、令和3年度第7回農業委員会総会は、7月1日木曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

議

長

これをもちまして、令和3年第6回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。